

## 議案第4号 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

子どもはぐくみ医療費助成事業の自己負担金（別紙参照）を撤廃するため、所要の改正を行うもの。

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（子どもはぐくみ医療費の助成）</p> <p>第4条 市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費を支給しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（子どもはぐくみ医療費の助成）</p> <p>第4条 市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等_____を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費を支給しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>削る</p>

別紙

【医療費の自己負担（1レセプトにつき）】（条例施行規則で規定）

≪ 現行 ≫

	入院	通院
18歳到達年度の3月末まで	600円まで	600円まで
中学校修了まで	600円まで	600円まで
6歳から小学校修了まで	600円まで	600円まで
3歳から5歳まで	なし	600円まで
0歳から2歳まで	なし	なし

≪ 令和6年4月診療分～ ≫

入院	通院
なし	なし（本市単独事業）
なし	なし（本市単独事業）
なし	なし（本市単独事業）
なし	なし（本市単独事業）
なし	なし

（補足）【県による制度改正】

≪ 現行 ≫

	県事業	本市単独事業
対象年齢	中学校修了まで	18歳到達年度の3月末まで (令和4年10月～)
入院医療費の自己負担	0歳から5歳まで：なし 6歳から中学校修了まで：600円まで 中学校修了以降：対象外	0歳から5歳まで：県に同じ 6歳から中学校修了まで：県に同じ 18歳到達年度の3月末まで：600円まで
所得制限	あり _ (扶養家族1人の場合570万円) _	なし (平成18年10月～)

≪ 令和6年4月診療分～ ≫

県事業
18歳到達年度の3月末まで
0歳から18歳到達年度の3月末まで：なし
なし